日蓮大聖人御書全集

王舎城事

おうしゃじょうじ

新版
1545
〜
1548

王舎城事

文永12年（’75）4月12日　54歳　四条金吾

銭一貫五百文、給び候い畢わんぬ。

焼亡のこと委しく承り候こと、悦び入って候。

大火のことは、仁王経の七難の中の第三の火難、法華経の七難の中には第一の火難なり。

夫れ、虚空をば剣にてきることなし。水をば火焼くことなし。聖人・賢人・福人・智者をば火やくことなし。例せば、月氏に王舎城と申す大城は、在家九億万家なり。七度

まで大火おこりてやけほろびき。万民なげきて逃亡せんとせしに、大王なげかせ給うことかぎりなし。その時、賢人あり て云わく「七難の大火と申すことは、聖人のさり、王の福の尽くる時おこり候なり。しかるに、この大火、万民をばやくといえども、内裏には火ちかづくことなし。知んぬ、王のとがにはあらず。万民の失なり。されば、万民の家を王舎と号せば、火神、名におそれてやくべからず」と申せしかば、さるへんもとて、王舎城とぞなづけられしかば、それより火災とどまりぬ。されば、大果報の人をば大火はや

かざるなり。

これは国王すでにやけぬ。知んぬ、日本国の果報のつくるしるしなり。しかるに、この国は、大謗法の僧等が強盛にいのりをなして日蓮を降伏せんとする故に、いよいよわざわい来るにや。その上、名と申すことは体を顕し候に、両火房と申す謗法の聖人、鎌倉中の上下の師なり。一火は身に留まりて、極楽寺焼けて地獄寺となりぬ。また一火は鎌倉にはなちて、御所やけ候いぬ。また一火は現世の国をやきぬる上に、日本国の師弟ともに無間地獄に堕ち

て、阿鼻の炎にもえ候べき先表なり。愚癡の法師等が智慧ある者の申すことを用い候わぬは、これ体に候なり。不便、不便。先々御文まいらせ候いしなり。

御馬のがいて候えば、またともびきして、くり毛なる馬をこそもうけて候え。あわれ、あわれ、見せまいらせ候わばや。

名越のことは、これにこそ多くの子細どもをば聞こえて候え。ある人のゆきあいて、理具の法門自讃しけるを、さんざんにせめて候いけると承り候。

また女房の御いのりのこと、法華経をば疑いまいらせ候わねども、御信心やよわくわたらせ給わんずらん。如法に信じたるようなる人々も、実にはさもなきこととも、これにて見て候。それにも知ろしめされて候。まして女人の御心、風をばつなぐともとりがたし。**御いのりの叶い候わざらんは、弓のつよくしてつるよわく、太刀・つるぎにてつかう人の臆病なるようにて候べし。あえて法華経の御とがにては候べからず。**よくよく念仏と持斎とを我もすて、人をも力のあらんほどはせかせ給え。譬えば左衛門殿の人に

僧

にくまるるがごとしと、こまごまと御物語り候え。いかに法華経を御信用ありとも、法華経のかたきを、とわりほどにはよもおぼさじとなり。

一切のことは、父母にそむき国王にしたがわざれば、不孝の者にして天のせめをこうぶる。ただし、法華経のかたきになりぬれば、父母・国主のことをも用いざるが、孝養ともなり、国の恩を報ずるにて候。

されば、日蓮はこの経文を見候いしかば、父母手をすりてせいせしかども、師にて候いし人かんどうせしかども、

思　遊女　敵　御物語り　背　従　責　被　敵　孝養　報ずる　摺　当　制

鎌倉殿の御勘気を二度までかぶり、すでに頸となりしかども、ついにおそれずして候えば、今は日本国の人々も道理かと申すへんもあるやらん。日本国に国主・父母・師匠の申すことを用いずして、ついに天のたすけをかぼる人は、日蓮より外は出だしがたくや候わんずらん。これより後も御覧あれ。日蓮をそしる法師原が日本国を祈らば、いよいよ国亡ぶべし。結句、せめの重からん時、上一人より下万民まで、髻分奴例もとどりをわかつやっことなり、臍食例ほぞをくうためしあるべし。後生はさておきぬ、今生に法華経の敵となりし人を

ば梵天・帝釈・日月・四天罰し給いて、皆人にみこりさせ給えと申しつけて候。日蓮、法華経の行者にてあるなしは、これにて御覧あるべし。

こう申せば、国主等はこの法師のおどすと思えるか。あ憎えてにくみては申さず。大慈大悲の力、無間地獄の大苦を今生にけさしめんとなり。章安大師云わく「彼がために悪を除くは、即ちこれ彼が親なり」等云々。こう申すは、国主の父母、一切衆生の師匠なり。事々多く候えども、留め候いぬ。

また麦(むぎ)の白米(はくまいいち)一駄(だ)、はじかみ送(おく)り給(た)び候(そうら)い畢(お)わんぬ。

卯月十二日(うづきじゅうににち)

日蓮(にちれん)　花押(かおう)

四条金吾殿御返事(しじょうきんごどのごへんじ)